

広陵町地域防災計画改訂委託業務仕様書

広陵町総務部安全安心課

広陵町地域防災計画改訂委託業務仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、本町が実施する地域防災計画（一般対策編・震災対策編・資料編）改訂委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(背景)

第2条 本町では、平成27年3月に全面改正を行い、同29年1月に一部改正（組織の改編及び避難情報の標記の改正）を実施した。その後、平成27年及び29年の水防法改正並びに平成29年土砂災害防止法の改正等を踏まえ、令和2年3月に上位計画である奈良県地域防災計画が改訂された。

また、今年度、災害対策基本法の一部改正も予定されていること、広陵町業務継続計画及び広陵町災害時受援計画並びに災害廃棄物処理計画等を反映した時節に則した広陵町地域防災計画に改訂しなければならない。

(目的)

第3条 本業務は、災害対策基本法に基づき、地域住民の安全、安心を確保するため、近年の災害の教訓を踏まえ、最新の知見を踏まえた広陵町における具体的な被害想定を把握し、国の防災

基本計画、奈良県地域防災計画及び関連する各種計画並びに各種法令等との整合性を図りつつ、実効性のある広陵町地域防災計画に改訂し、地域の防災力向上に役立つ資料とすることを目的とする。

(選定)

第4条 本業務に関し、地域防災計画の周知・理解を促進させるための職員等の参画を取り入れるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

(準拠する法令等)

第5条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、下記における最新の関係法令等を遵守し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (4) 原子力災害対策特別措置法
- (5) 水防法
- (6) 土砂災害防止法
- (7) 防災基本計画
- (8) 奈良県地域防災計画

(9) 広陵町地域防災計画及び関連する各種計画

(10) その他関係法令、条例等

(留意事項)

第6条 前回策定時の手法を踏襲するのではなく、災害時には行政自らも被災し、人、もの、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、全ての者が迅速な判断と行動が求められることから、特に職員等は、地域防災計画を理解することが必須である。

このことから、本業務では、計画作成過程に職員等の参画（以下「検討会」という。）を4回以上求め、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときの初動対応と応急活動について理解し、災害を減災に導くための防災意識の向上を図ることを取り入れること。なお、今後制定される広陵町自治基本条例の基本原則である住民の参画と協働も取り入れること。

2 防災会議の開催にあたり、必要となる資料を作成し防災会議の支援・議事録の作成を行うものとする。この場合の会議は、広陵町地域防災計画素案ができた段階の年度末1回を基本とするが、当会議で多岐にわたり修正をもとめられたときは、この限りではない。

3 資料の収集、整理にあたっては、その都度町と十分に協議し、資料に不足があるときは、関係機関から資料を補うものとする。

(業務期間)

第7条 計画策定期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。

(実施計画)

第8条 受託者は、本業務の着手に先立ち、スケジュール等を提示し、町と協議を行うものとする。

2 前項による協議終了後、遅滞なく下記の関係書類を町に提出し承認を得るものとする。また、作業実施計画等を変更する場合も同様とする。

- (1) 作業実施計画書及び工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者届及び経歴書
- (4) その他必要なもの

(委託業務名)

第9条 広陵町地域防災計画改訂委託業務

(業務概要)

第10条 本業務の概要は下記のとおりとする。

- (1) 資料収集、整理、分析及び打ち合わせ協議
- (2) 検討会及び防災会議への出席・運営補助並びに会議資料作成（パブリックコメント資料含む）

(3) 地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルの策定

(4) その他町が指示する事項

(計画・管理)

第 11 条 本業務の目的、業務内容、履行期間を踏まえ、業務の全体方針、手法及び工程等の検討を行い、作業上問題のない業務実施計画書を作成し、業務の進捗、成果等を適切に管理するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

2 受託者は、定期的に又は随時に町と打ち合わせをしながら業務をすすめなければならない。

(計画改訂のための分析)

第 12 条 近年の災害傾向と防災に関する法改正や制度改正、国及び奈良県からの通知や防災計画の改定状況を踏まえるとともに、近年の大規模災害で被災された市町村の教訓をもとに、広陵町の防災上の課題を分析し、地域防災計画を実行性の伴う効果的な運用を実現させるため問題点を整理し、見直し方針を決定するものとする。なお、近年被災した市町村の防災対策の教訓は、受託者の負担で調査、整理するものとする。

(資料収集、整理)

第 13 条 受託者は、東日本大震災、熊本地震等をはじめとした近年の大規模災害に関する教訓等の情報を整理するとともに、町

の既存基礎資料のほか、国、奈良県が被害想定に用いる基礎資料などの資料収集と分析を行いつつ、防災に関する上位計画の整理を行うものとする。

(防災体制の検討)

第 14 条 地域防災計画の前提となる防災体制については、現計画を踏襲するのではなく、近年被災した市町村の防災対策の教訓を参照しつつ、広陵町業務継続計画と整合するよう災害対策本部の班構成、配置、業務内容等を検討会で議論し、効率的で効果的な防災体制とするものとする。

(地域防災計画改訂方針の作成)

第 15 条 南海トラフ地震等大地震に加え、土砂災害など風水害対策への課題、近年の大規模災害（平成 23 年東日本大震災、平成 26 年広島土砂災害、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨や大阪府北部地震の教訓など）における課題に留意し、重点的に計画を見直すべき事項を抽出・整理するとともに、現行計画策定時以降に実施された国及び奈良県の関連計画の改訂事項や関連法令・通達等との整合を図り、計画の全体構想及び改訂方針としてとりまとめる。

(広陵町地域防災計画素案の作成)

第 16 条 検討会の結果を踏まえ、現行の広陵町地域防災計画を基に

一般対策編、震災対策編、資料編、新旧対照表（以下「修正素案」という。）を作成するものとする。

- 2 修正素案には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策を盛り込んだものとし、地震対策編にあっては、広域災害（南海トラフ巨大地震等）も盛り込んだものとする。

（地域防災計画の実効性の向上）

第 17 条 受託者は、地域防災計画の周知・理解を促進させるための検討会を年 4 回以上実施し、ファシリテーター（知識人による代役可）を努めるものとする。

- 2 地域防災計画を実行性の伴う効果的な運用を実現させるため、職員研修用の資料を作成し支援を行うものとする。

（パブリックコメント実施の支援）

第 18 条 パブリックコメント実施支援は、修正素案をパブリックコメントに必要となる資料として作成し、出てきた意見等を集約整理し、意見に対する回答案を基に修正素案を修正し、広陵町地域防災計画（案）を作成する。

（広陵町地域防災計画書等）

第 19 条 広陵町防災会議で承認された後、修正案及び改訂方針案を広陵町地域防災計画及び計画概要版とする。

- 2 新たに作成された地域防災計画に基づき、災害時の職員の行動

計画を具体的に示した「災害時職員初動マニュアル」を作成し、
成果品の仕様に基づき納品するものとする。

(成果品)

第 20 条 本業務が完了したときは、電子データを作成し、下記に掲げる成果品を速やかに納入するものとする。なお、成果品の原稿は、汎用的なソフトで作成することを基本とし、修正可能な状態でデータを作成するものとする。

- 2 本成果品の著作権は、町に帰属するものとする。
 - (1) 広陵町地域防災計画案（防災会議資料）10 部
 - (2) 広陵町地域防災計画書（A4 判、約 100 頁、1 色刷、
バインダー製本加除式）100 部
 - (3) 地域防災計画概要版（ホームページ公開用）10 部
 - (4) 災害時職員初動マニュアル 10 部
 - (5) 業務報告書 正副各 1 部
 - (6) 電子データ（ワード形式及び PDF 形式 CD-R）一式